



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和5年5月25日(木)

知多市報道発表資料

収納課

担当：管理チーム 鵜飼

(0562-36-2637)

督促状のQRコードの印字誤りについて

5月19日付けで作成した令和5年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状において、印字した地方税統一QRコード（eL-QR）（以下、QRコード）に印字の誤りがあり、発送した2,271通にQRコードを使用した納付ができないことがわかりました。

納税者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

1 経緯

納税者から、QRコードが読み取れない旨の連絡があり、確認したところ、督促状に印字されたQRコードが使用できないことが判明しました。

また、QRコードを使用した納付を管理する地方税共同機構の調査により、QRコードの納期限などの情報欠落によるエラーが216件発生していることが判明しました。

2 原因

令和5年4月1日から固定資産税・都市計画税および軽自動車税（種別割）を共通納税の対象とするため、昨年度、富士通Japan株式会社に税総合システムの改修を委託しました。

これまで、税総合システムから印刷した納税通知書や納付書などに問題はありませんでした。しかし、今回の督促状を印刷したところ、QRコードの作成プログラムのミスにより、納付に必要な情報がQRコードに反映できませんでした。

3 対象

固定資産税・都市計画税第1期の督促状 2,271通

4 対応措置

督促状を発送した方全員にお詫びの文書を送り、QRコードを使用せず、バーコードを使用する納付方法などを周知するほか、HPやSNS等でも周知します。なお、督促状の納付期限が5月31日であることや、二重納付の恐れもあることから督促状の再送付はしません。

ただし、督促状にバーコードが印字されていない方には、納付書を再送します。

5 再発防止策

納付書に記載したQRコードについて、発送前に読み取りテストを必ず実施するよう、手順を改めます。